

鮭川村地域おこし協力隊募集要項

1 募集人員 若干名

2 活動の種類

鮭川村に移住し、次のような活動を行います。具体的な内容は役場や地域と相談しながら決定します。

- (1) 鮭川村の空き家を活用した移住コーディネート等の空き家対策活動。
- (2) 鮭川ならではの地域資源を組み合わせた新しいツーリズムの企画運営活動。
- (3) 鮭川村の食材を使った新商品・新メニューの創作や6次産業化活動。
- (4) 鮭川村の農水産等資源の開発・磨き上げ及び販路拡大活動。
- (5) 中間支援組織（地域商社）の立ち上げ・運営に関する活動。
- (6) その他鮭川村の地域力の維持・強化に必要な活動。

3 募集対象（募集条件）

- (1) 令和4年4月1日現在で20歳以上の方。
- (2) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を除く）から本村に移転し、鮭川村に住民票を異動することが可能な方又は他の市町村において「地域おこし協力隊員」であった方（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）で、本村に生活拠点を移し住民票を移動できる方。（家族での居住も可能です。）
- (3) パソコン操作のできる方。
- (4) 普通自動車運転免許を取得している方。
- (5) 集落になじむ意思があり、住民とともに地域活性化に取り組み、鮭川村を元気にする意欲のある方。
- (6) 地域の活動やイベントにも参加できる方。
- (7) 「2 活動の種類」(3)と(4)については水産業や農業等に精通、もしくは興味のある方。

4 勤務地 鮭川村内

5 勤務体系等

- ①任用隊員：週5日 8：30～17：00
- ②委嘱隊員：月133時間 1日当たり7時間程度

6 委嘱期間等

- 委嘱期間は、着任（令和4年4月1日）から最長3年とします。業務実態等を精査の上、1年毎に契約を更新します。
- 鮭川村地域おこし協力隊として鮭川村長が委嘱します。

7 処遇・福利厚生等

- ①報酬月額 任用隊員：鮭川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例による。

委嘱隊員：月額233,000円

（※ただし、「2活動の種類」に係る専門知識を有する方について優遇措置あり）

- ②住居 村で用意し費用も負担します。（光熱水費は自己負担）
- ③車両・パソコン 村より貸与します。
- ④社会保険等 任用隊員：厚生年金及び社会保険に加入します。
委嘱隊員：国民健康保険及び国民年金に加入します。
- ⑤年次有給休暇 任用隊員：村の会計年度任用職員に準じます
委嘱隊員：ありません。
- ⑥活動経費 協議の上必要に応じ予算の範囲内で村が負担します。

8 応募手続

①応募手続期限

令和3年11月15日まで

※応募がない場合は、募集を延長します。

②提出書類

応募用紙に記入のうえ、下記書類を添付して鮭川村役場むらづくり推進課に郵送又は持参してください。（応募用紙は、鮭川村ホームページに掲載しています。）

③添付書類

- 1) 履歴書（顔写真を添付すること）
- 2) 免許証・専門的知識を有する方についてはその資格証明書（写）

9 選考の流れ

①審査方法 ※応募いただいた方から随時審査を実施します

- | | |
|-------|------|
| 第1次選考 | 書類審査 |
| 第2次選考 | 面接審査 |

②結果のお知らせ

- | | |
|-------------------------------|------|
| 第1次選考 | 書類審査 |
| ※募集期間終了後概ね1週間程度で合否の通知を差し上げます。 | |
| 第2次選考 | 面接審査 |
| ※面接審査終了後概ね1週間程度で合否の通知を差し上げます。 | |

10 問い合わせ先

〒999-5292 山形県鮭川村大字佐渡2003-7
鮭川村役場むらづくり推進課
Tell：0233-55-2111
E-mail：kouryu1@vill.sakegawa.yamagata.jp